# 令和３年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度宅配ボックス普及促進補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、令和２年３月に町が行ったゼロカーボンシティ表明に基づき、脱炭素社会に向けて令和 32 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを実現することを目的として、宅配ボックスを導入する者に対して、予算の範囲内で開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度宅配ボックス普及促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、開成町補助金等交付規則（昭和 62 年開成町規則第３号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、宅配ボックスとは、宅配物の受取り及び保管の機能を有するものであって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

（１）　開成町内の住宅に設置されているもの

（２）　３辺の合計が 80cm 以上の荷物が投函できる大きさであるもの

（３）　盗難防止のため、容易に移動ができないよう固定されているもの

（４）　正当な受取人のみが荷物を受け取ることができる機能を有しているもの

（５）　令和３年４月１日以降に購入及び設置に関する契約が行われたもので、令和４年３月 15 日までに設置が完了するもの

（補助の対象となる経費）

第３条　補助金の交付の対象となる経費は、宅配ボックスの製品購入代金(消費税を含む。工事費・送料等の費用は含まない。)とする。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者は、前条に規定する事業を実施する者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

（１）　別表第１のいずれかに該当すること。

（２）　申請日から起算して過去３年の間に同一内容の前条に規定する事業に係る町補助金を交付されていない者であること。

（３）　本町が徴収する税又は料の滞納がないこと。

（４）　本町が徴収する税又は料を滞納している同居者がいないこと。

（５）　開成町暴力団排除条例（平成 23 年開成町条例第１号）第２条第４号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に該当する者及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。

（申請可能件数）

第５条　この補助金を申請できる件数は、別表第２に定める件数とする。

（補助金の額）

第６条　この補助金の額は、別表第３に定める額とする。

（交付申請期間）

第７条　補助金の交付申請期間は、当該年度の翌年３月 15 日までの間とする。

（交付申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和３年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度宅配ボックス普及促進補助金交付申請書（第１号様式）に次に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）　設置する宅配ボックスの型式及び形状がわかる書類の写し

（２）　設置する宅配ボックスの販売金額及び購入日がわかる書類の写し

（３）　写真３枚（製品のみの写真（２方向から撮影、各１枚)、製品を含んだ周囲５ｍの範囲がわかる写真１枚）

（４）　別表第１の１又は２に該当する場合は、令和３年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度宅配ボックス普及促進補助金に係る同居人リスト（第２号様式）

（５）　別表第１の３に該当する場合は、住居として使用する部屋の戸数がわかる資料

（６）　その他町長が必要と認めるもの

（交付決定）

第９条　町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について、令和３年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度宅配ボックス普及促進補助金交付（不交付）決定通知書（第３号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

（補助金の交付）

第 10 条　申請者は、前条の規定による補助金の交付決定を受けたときは、令和３年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度宅配ボックス普及促進補助金交付請求書（第４号様式）に設置した宅配ボックスの購入領収書原本を添えて町長に提出しなければならない。

２　町長は、必要があると認めるときは、前項の請求書に必要な書類を添付させることができる。

３　町長は、前項の規定による請求書を受領したときから 30 日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第 11 条　町長は、補助金の交付決定後に申請者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1） この要綱の規定に違反したとき。

（2） 提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき。

（財産の処分の制限）

第 12 条　補助金の交付を受けた者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した当該住宅を令和３年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度宅配ボックス普及促進補助金財産処分承認申請書（第５号様式）による町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付を受けた者が令和３年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度宅配ボックス普及促進補助金返納申出書（第６号様式）を町長に提出し、補助金の全部に相当する金額を町に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

第 13 条　町長は、前条の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を令和３年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度宅配ボックス普及促進補助金財産処分審査結果通知書（第７号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

２　町長は、前条ただし書きの補助金返納の申出があったときは、財産処分に係る令和３年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度宅配ボックス普及促進補助金返納期限等通知書（第８号様式）により、申出者に対して通知するものとする。

附　則

この要綱は、令和３年 11 月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

| No. | 区分 | 定義 |
|---|---|---|
| 1 | 既存戸建住宅 | 当該住宅に居住し、本町に住民登録を有する者 |
| 2 | 新築注文住宅 | 当該住宅に居住予定の者。ただし、申請時点で町外に居住している場合は、補助金の交付日の属する令和４年３月３１日までに住民登録を行うものに限る。 |
| 3 | 集合住宅(新築・既存) | 当該住宅の所有者又は管理業者 |
| 4 | 新築建売住宅 | 当該住宅の販売業者 |

別表第２（第５条関係）

| No. | 区分 | 申請上限数 |
|---|---|---|
| 1 | 既存戸建住宅 | １世帯１基 |
| 1 | 新築注文住宅 | １世帯１基 |
| 2 | 集合住宅 | １棟の戸数分の収納数 |
| 3 | 新築建売住宅 | １棟１基 |

別表第３（第６条関係）

| No. | 区分 | 補助額 |
|---|---|---|
| 1 | 既存戸建住宅 | 補助対象経費の１／２　上限 30,000 円 |
| 2 | 新築戸注文住宅 | 補助対象経費の１／３　上限 20,000 円 |
| 3 | 集合住宅 | 補助対象経費の１／４　上限戸数×5,000 円 |
| 4 | 新築建売住宅 | 補助対象経費の１／４　上限 20,000 円 |